

台風に伴う水害対策の見直しについて

項目	令和元年台風第19号における対応	台風における水害対策の課題	具体的な見直し
避難勧告等の情報伝達について	○10月12日（土）14時に避難勧告を発令し、防災行政無線、緊急速報メール（エリアメール）、区ホームページ、こうとう安全安心メール、ツイッター、フェイスブック、レインボータウンFM、江東ケーブルテレビ、都DISを経由してのNHKデータ放送、Yahoo!防災速報で発信した。	○風雨の状況や、建物の防音性の向上等により、放送内容が聞こえないとの意見が寄せられた。 ○緊急速報メール（エリアメール）には、発信してもよい類型が定められているため、避難勧告等には使用できるが、単なる注意喚起等には使用できない。 ○また、緊急速報メール（エリアメール）は受信端末が通話中やパケット通信中であると受信ができないという特性がある。	○防災備蓄ラジオを全世帯に配布するとともに、協定先であるレインボータウンFMとの連携強化により、災害時に区民の状況判断に資するきめ細やかな情報発信態勢について、強化を図る。 ○こうとう安全安心メールとYahoo!防災速報（アプリ・メール）、江東区防災アプリの自動連携を実施し、情報伝達力の向上を図る。 ○こうとう安全安心メールの多言語化を実施する（自動連携する防災アプリも選択言語での通知を開始）。 ○洪水と高潮の啓発冊子とハザードマップの全世帯配布とあわせて情報入手手段を周知していく。 ○区内携帯キャリア店舗にて、こうとう安全安心メール等区からの情報発信ツールの登録者数の増を図るため、周知を依頼し、現在調整を行っている。
自主避難所の開設について	○10月11日（金）の16時半に災害対策本部を立ち上げ、翌10月12日（土）9時より、台風対策としての自主避難スペースを防災センターに開設すること、およびスポーツセンター、文化センターで自主避難者が来た場合には受け入れることを決定した。 ○10月12日（土）に急遽、避難勧告を発令することになったのちは、これらを自主避難施設とし、住民の受け入れを行った。	○これまでの台風からの避難では、他区の状況等からも多くの避難者はいないものと見込んでいたが、実際にはかなりの避難者が台風避難の段階で避難してきた。 ○今回は台風の自主避難施設としてのみ準備を行っていたが、洪水の自主避難施設として、早期避難に対応できる施設とすることも視野に、準備を進める方策もあった。 ○避難勧告の発令地域以外の小中学校でも、自主的な避難者の避難があり、自主運営を行った施設があった。	○台風対策の手順を整理し手順書を作成した。（場所・人数・連絡体制・開設時期・要配慮者スペースの確保等の考え方を整理） ○避難所管理運営マニュアルを改定し、水害対策についても盛り込んだ避難所管理運営マニュアル（案）としたのち、令和2年度の事業継続計画進行管理（BCM）で、関係所管間での詳細な検討を実施する。
避難準備・高齢者等避難開始について	○10月11日（金）の段階では、洪水の発生確率は低いものと判断していたが、12日（土）朝に気象庁等からの降雨予報が大幅に増加し、洪水発生のリスクが高まったことから、急遽、避難の呼びかけを行うこととした。 ○避難準備・高齢者等避難開始の発令については、高齢者が避難できる避難所の開設が必要なこと、洪水の発生予測時間が翌日13日（日）朝であったことから、避難勧告の発令として、避難の呼びかけを行うこととした。	○今回は急遽の避難勧告の対応であったが、移動が困難な方への対応として、早期避難を促すためには、「避難準備・高齢者等避難開始」を出すための条件整理も必要である。 ○「高齢者避難開始」の時点で、避難先の確保が必要であり、早期の避難先の確保が必要である。	○早期の避難先として、区内スポーツセンター（深川北を除く）に加え、区内文化センターを水害対策における自主避難施設に追加し、地域防災計画に位置付ける。 ○台風対策時の手順を整理し、自主避難施設を開設する体制を構築し、「避難準備・高齢者等避難開始」を発令できる状況とし、速やかに発令していく。
職員の待機および参集の体制について	○10月11日（金）の段階では、洪水の発生確率は低いものと判断したため、危機管理室以外の特段の待機態勢は取らなかった。 ○10月12日（土）に急遽、避難勧告を行うことを決定し、避難所ごとに割り振られた災害情報連絡員、避難所配置職員に参集の連絡を行った。	○職員の待機について、最悪の事態を想定した早めの決定と伝達が必要であった。 ○職員の参集には、各課の管理職から、個別に電話連絡を行ったが、速達性のある伝達手段が必要である。 ○職員の待機と連絡体制の未整備により、避難所開設に時間がかかってしまった。	○台風対策の手順書にて、災害対策本部の立ち上げ時期について整理を行う。 ○緊急時の伝達手段を新設し、区役所職員について、管理職参集と同システムによる連絡体制を導入する。 ※職員への一斉通知のほか、災害情報連絡員、避難所配置職員、それ以外など、カテゴリーごとの通知が可能 ※システム導入後、定期的な連絡訓練を実施予定 ○避難所開設時の区職員体制については、見直しも含め、関係所管と更なる検討を行っていく。
区ホームページ等での情報発信について	○避難勧告の発令とあわせ、避難勧告を発令したこと、開設する避難所情報の掲載を行った。 ○気象情報と水位情報については、気象庁発表と自動連携する形で、こうとう安全安心メールおよびツイッターを発信し、ホームページにも、ツイッターの内容として自動で掲載を行った。	○ツイッター発信内容として掲載はしていたものの、更新に気が付かない方も多く、ホームページが更新されていないというご意見があった。 ○停電情報など、他サイトで発信している情報については、特段の再掲は行わなかったが、情報発信の頻度について、もっと頻繁な更新を求めるご意見があった。 ○ホームページが閲覧しづらくなる時間があった。	○ホームページのほか、こうとう安全安心メール、SNS等について、発信状況を10段階に分け、どの段階で、何を発出するか整理し、関係部署間で共有を図った。 ○ホームページの閲覧の問題については、都内の多数の区市町村が参加している東京都のセキュリティクラウドへの集中的なアクセスが原因として濃厚であり、個別に対応していく。
避難所への情報発信について	○避難所によって、代理の職員の配置もあり、避難所との通信に苦慮した。 ○IP無線にて、台風の風雨が去った後も、洪水リスクが続くことを案内し、朝まで避難所を運営するよう指示を行った。	○安全安心メールおよびツイッターでは、気象情報と荒川の水位を気象庁発表と自動連携で発信し、区ホームページにも、ツイッター内容として記載していたが、避難所内避難者への伝達が行えていない避難所が多数あった。 ○避難者への情報伝達をもっと細やかに行う必要があった。	○ホームページ等の情報発信とあわせて、どの段階で、何を発出するか整理を実施した。 ○おおむね1時間に1度、災害対策本部から避難所に河川水位や区内避難所の状況等を発出することとし、通知様式を作成した。
避難行動要支援者対策について	○災害協力隊は避難所開設に小中学校に参集してもらったため、避難支援まで行える状況ではなかった。 ○避難所開設時には、すでに風雨が強くなっていたこともあり、避難支援に伴う被害が生じないよう、特別な避難支援の呼びかけ等は行わなかった。	○要支援者の避難行動要支援者対策事業における同意方式名簿は、誓約を行った災害協力隊に加え、民生児童委員、長寿サポートセンターが保有しているが、3者の役割分担に整理が必要である。 ○地震の場合には発災後の支援となるが、水害の場合、事前支援となり、時間帯によって支援可能な内容が異なるため、何ができて何ができないかの課題と行動の整理が必要である。	○江東区避難行動支援プラン検討会にて、対象者の絞り込みや支援策を検討している。
水害の場合のペットの同行避難について	○地震の際はペットと人の避難エリアを分けることが容易であることから、同行避難を原則としているが、今回の洪水からの避難では垂直避難の際に、動物アレルギーの方との同居に伴う事故が懸念されたため、お問い合わせには原則ペット同行不可と回答した。 ○実際には、多くの避難所においてペットと同行の場合、ペットを違う場所で受け入れる形で、受け入れを行った。	○地震時の同行避難については、方針が決められていたが、水害時の緊急的な対応については、検討がなされていなかった。 ○ペットとの同行避難ができないとして、避難しない方がいらっしまった。	○台風対策の手順書にて、考え方を整理した。 ○基本は同行避難を可とする。非浸水地域では、ペットを昇降口等の避難者とは別の場所で飼育することで、動物と避難者とを分ける。浸水想定地域では、昇降口等にてペットを飼育したのち、垂直避難が必要になった際には、あらかじめ定めた特定の教室等へ、飼い主が同伴して避難させる。 ○水害時のペットの避難については、各区の対応の考え方を特別区防災担当課長会にて調査を実施した。調査の結果を踏まえ、統一的な水害時のガイドラインの整備については、東京都に働きかけを実施する。

項目	令和元年台風第19号における対応	台風における水害対策の課題	具体的な見直し
消防団への要請について	<p>○避難勧告が発令された城東地区においては、多くの学校を消防団が巡回し、避難所運営に支援を受けた。</p> <p>○避難勧告対象外の深川地域においては、団本部等での待機を基本とする行動がとられた。</p>	<p>○区から消防署に対し、学校等の避難所への巡回依頼など具体的な要請を行わなかったため、各分団ごとの判断にゆだねられ、巡回が行われなかった学校もあった。</p> <p>○避難勧告を発令しなかった地域における消防団の活動について、消防署と更なる連携が必要であった。</p>	<p>○東京消防庁と、水害における避難所開設時の消防団の行動について意見交換を実施した。</p> <p>○引き続き、東京消防庁との間で、水害時の消防団の活動や避難所との関係について、検討を行っていく。</p>
災害協力隊の参集について	<p>○今回、町会を母体とする災害協力隊では約7割以上が学校の避難所に参集する一方、自治会等集合住宅を母体とする災害協力隊では、約2割が学校へ参集した。</p>	<p>○緊急時の避難行動として、自己の建物内での垂直避難が選択肢となる災害協力隊と、学校等への避難を基本とする災害協力隊で、行動に違いが生じた。</p> <p>○水害時に災害協力隊に期待する行動について、戸建てと集合住宅の違いなどを踏まえた行動パターンについて、明確には取り決めを行っていなかった。</p>	<p>○水害時に災害協力隊に依頼する行動については、引き続き江東区避難行動支援プラン検討会の中で検討を行っていく。</p> <p>○災害時の一斉連絡は、一斉情報配信システムで実施しているが、あわせて各隊への情報伝達については、検討を行っていく。</p>